

佐賀県開発審査会付議基準包括承認基準

次に掲げる場合については、佐賀県開発審査会において包括的に承認を得たものとして、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）第 34 条第 14 号又は同法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。）第 36 条第 1 項第 3 号ホに規定する開発審査会の議を経たものとみなす。

また、この基準に基づき許可したものについては、直近の佐賀県開発審査会において、その旨を報告するものとする。

- 1 佐賀県開発審査会付議基準（以下「付議基準」という。）第 1 号基準「農家の世帯構成員が分家する場合の住宅」に該当する場合
- 2 付議基準第 2 号基準「非農家の世帯構成員が分家する場合の住宅」に該当する場合
- 3 付議基準第 19 号「適法に建築された後相当期間適正に使用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」に該当する場合（第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する自己用専用住宅以外の自己用建築物の用途変更を除く。）
- 4 付議基準第 20 号「既存宅地における建築物の建築等（既存宅地制度廃止に伴う救済措置）」に該当する場合（第 2 項の建築物の用途については、専用住宅及び兼用住宅に限る。）

附 則

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。